

# ワイド傷害保険のご案内

傷害総合保険

ワイドな補償で、あなたの“日常”を力強くサポート！  
こんなとき、ワイド傷害保険がお役に立ちます！

こんなとき、ワイド傷害保険がお役に立ちます!!

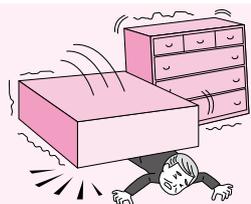
傷害事故



仕事中に機械に手を挟まれてケガ



自転車で転倒してケガ



地震でダンスの下敷きになりケガ

賠償事故



自転車事故による賠償



店の商品を子供が壊す



誤って電車を停めてしまった

受託品



レンタル用品を壊してしまった

受託品



借りたカメラを壊してしまった

対象となる  
主な  
賠償事例

- 被害者の入院費・治療費
- 被害者の休業損害
- 被害者の治療に要する交通費
- 被害者の財物の修復費用
- 訴訟費用・弁護士費用等

個人賠償責任示談交渉サービス付き！  
(日本国内のみ)

保険金のお支払方法等重要な事項は、「ワイド傷害保険のあらまし」(P4)以降に記載されていますので必ずご参照ください。

日常生活の事故やケガをサポート。  
レジャーや業務中・通勤などの「もしも」に。  
ご本人はもちろん、ご家族のアクシデントにもお役に立つ  
「ファミリーコース」もあります。



申込締切日	2023年5月23日(火)
保険始期日	2023年8月1日(火)
手続担当窓口	Y K K ビジネスサポート株式会社 保険サービス部 黒部保険センター (TEL: 0765-54-8668) 東京保険センター (TEL: 03-3864-2066)
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社(幹事)

# ワイド傷害保険の特長

日常生活の事故やケガをサポート。  
レジャーや業務中・通勤などの「もしも」に。



ご本人はもちろん、ご家族のアクシデントにもお役に立つ「ファミリーコース」もあります。

ケガによる入院・通院・手術、万が一の死亡・後遺障害にそなえて

傷害総合保険    ファミリーコース    パーソナルコース

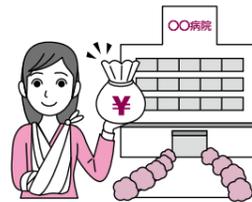
日常生活における偶発な事故によって法律上の損害賠償責任が生じたとき

個人賠償責任補償特約    保険金額3億円\*    示談交渉サービス付き(日本国内のみ)

\*ファミリーコースのFAタイプ、パーソナルコースのPAタイプは保険金額1億円となります。

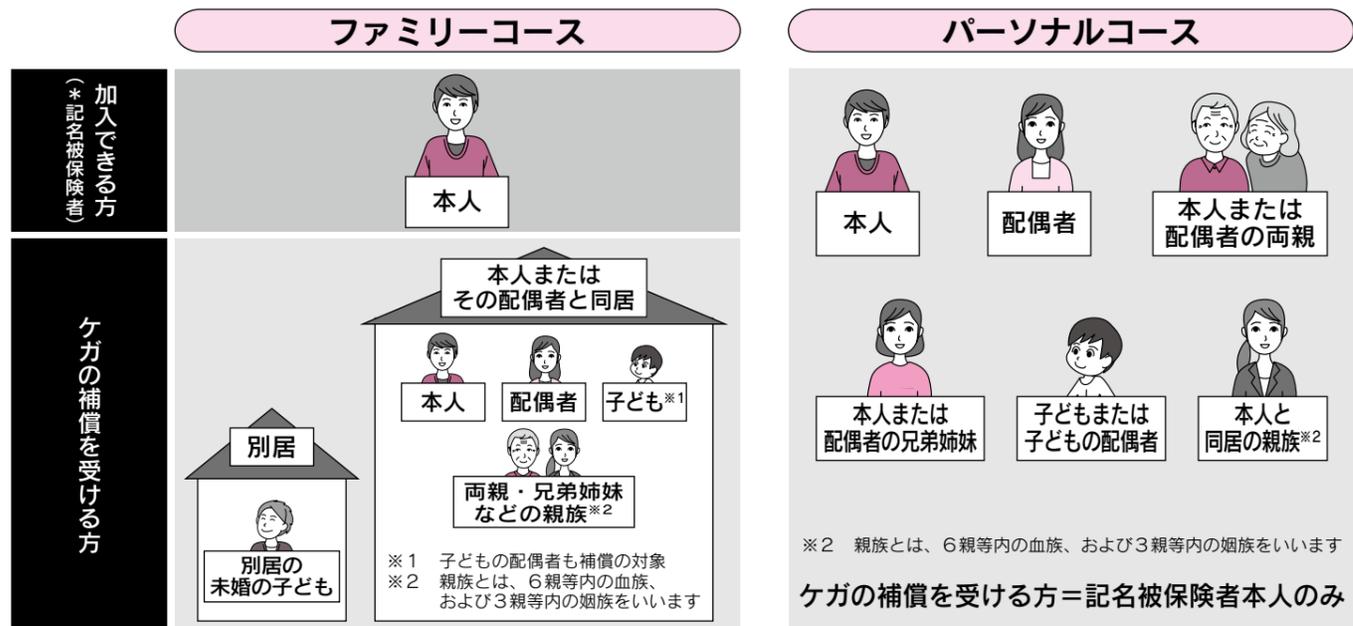
## 特長

- 〈傷害事故〉
- ◆24時間365日、業務上・業務外を問わず補償します！ ◆国内・国外を問わず補償します！
  - ◆1日の入院でも補償します！ ◆入院は1,000日まで補償します！
  - ◆「地震・噴火またはこれらによる津波」によるケガも補償します！
  - ◆ファミリーコースはご本人以外は無記名で家族全員\*が対象となります。 ※家族全員の範囲は下部をご確認ください。



- 〈賠償事故〉
- ◆国内・国外を問わず補償します！
  - ◆日常生活の法律上の損害賠償事故を補償します！
  - ◆パーソナルコース・ファミリーコースともに被保険者（保険の対象となる方）は以下のとおりとなります。申込書記載の①被保険者本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

## ワイド傷害保険で補償の対象となる方



賠償責任の補償を受ける方 (①~⑥)	①記名被保険者本人	②記名被保険者の配偶者	③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
	⑤記名被保険者本人が未成年または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。			

⚠️ご注意ください! ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

こんな事故による賠償責任も補償の対象になります。

受託品も補償します



## すべてのタイプ



友達から借りたものやレンタル用品なども個人賠償責任補償特約で100万円を限度に補償します。

※受託品は国内で受託した財物に限ります。



例えばこのような場合はお支払いの対象となりません。

職務遂行に起因

犯罪行為・闘争行為

置き忘れ・紛失

以下の受託した財物はお支払いの対象となりません。  
携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器、動物、植物、自転車、原動機付自転車、バイク、自動車、通貨、貴金属、宝石、クレジットカード、プリペイドカード、不動産、サーフボード、ドローン、1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など

ワイド傷害保険ではすべてのコースに個人賠償責任の補償がついているから安心です。自分のためだけでなく、家族のためにもご加入を検討してみませんか？



YKKグループでは他にも下のような事例でご利用いただいています。

### YKKグループでのお支払事例①

自転車で通勤途中、小学生とぶつかってケガさせてしまった。

挫傷の治療費用を賠償 (3万円)



### YKKグループでのお支払事例②

スノーボードに行っていて、バランスをくずしてリフトに衝突。

打撲と骨折の入院治療 (9万円)



### YKKグループでのお支払事例③

自転車に乗っていて、車とぶつかりそうになり転倒。

骨折入院治療と股関節リハビリ治療 (12万円)



(損保ジャパン調べ)

# ワイド傷害保険の特長

## ワイド傷害保険の加入要領

加入対象者	Y K K 社友会会員
被保険者	Y K K 社友会会員またはそのご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹・同居の親族） *「同居の親族」には、生活の場所を介護保険施設等へ移している親族の方は含まれません。
保険期間	2023年8月1日午後4時から2024年8月1日午後4時まで
保険料のお支払方法	2023年9月27日（水）口座からの引き落とし
申込締切日	2023年5月23日（火）
手続担当窓口	Y K K ビジネスサポート株式会社 保険サービス部 黒部保険センター／東京保険センター（※連絡先は表紙をご確認ください）

## タイプ別保険料／保険金額一覧（保険期間1年、職種別A級、団体割引25%、過去の損害率による割引25%） （天災危険補償特約セット）

### ◆ファミリーコース

		一時払保険料		今年度募集 (2023年度)
FAタイプ	本人 配偶者 親族 (共通)	19,500円	死亡・後遺障害保険金額（※1）	6万円
			入院保険金日額（※1）	2,200円
			通院保険金日額（※1）	1,900円
			個人賠償責任補償（自己負担額なし）（※2）	1億円
FBタイプ	本人 配偶者 親族 (共通)	27,000円	死亡・後遺障害保険金額（※1）	10万円
			入院保険金日額（※1）	3,371円
			通院保険金日額（※1）	2,570円
			個人賠償責任補償（自己負担額なし）（※2）	3億円

〈手術保険金〉事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。

（※1）本人・配偶者・親族 それぞれ同額の保険金額となります。

（※2）日本国内で受託した財物（受託品）を壊したり盗まれた場合を含みます。詳細は5ページをご覧ください。

### ◆パーソナルコース

		一時払保険料		今年度募集 (2023年度)
PAタイプ	本人	5,400円	死亡・後遺障害保険金額	10万円
			入院保険金日額	1,650円
			通院保険金日額	1,600円
			個人賠償責任補償（自己負担額なし）（※）	1億円
PBタイプ	本人	7,500円	死亡・後遺障害保険金額	40万円
			入院保険金日額	2,460円
			通院保険金日額	2,200円
			個人賠償責任補償（自己負担額なし）（※）	3億円
PCタイプ	本人	14,000円	死亡・後遺障害保険金額	100万円
			入院保険金日額	5,680円
			通院保険金日額	4,200円
			個人賠償責任補償（自己負担額なし）（※）	3億円

〈手術保険金〉事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。

（※）日本国内で受託した財物（受託品）を壊したり盗まれた場合を含みます。詳細は5ページをご覧ください。

## ワイド傷害保険はこんなにおトク！

Y K K グループの特典

団体割引25%  
+  
過去の損害率による割引25%

**約43%**  
おトク

**ファミリーコース  
(FBタイプ)  
の場合**

一般加入の場合  
(一時払保険料)

**47,370円**

**Y K K グループの  
ワイド傷害保険なら**

(一時払保険料)

**27,000円**

**年間なんと  
20,370円  
もお得です！**

# ワイド傷害保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

※注1 加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

※注2 保険期間を通じて、定期的に同様部位・症状で受傷される方は、お申し込み（継続を含みます。）を承れない場合がございます。

## ワイド傷害保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み	この保険は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
保険契約者	Y K K 株式会社
保険期間	2023年8月1日午後4時から2024年8月1日午後4時まで
申込締切日	2023年5月23日（火）

引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

加入対象者	Y K K 社友会会員	
被保険者	ファミリーコース（FA～FB）	被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
	パーソナルコース（PA～PC）	被保険者本人のみが保険の対象となります。
お支払方法	2023年9月に、ご指定いただいた預金口座から、集金委託代行会社の三菱UFJニコスより口座振替させていただきます。（一時払） 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のY K K ビジネスサポート株式会社 保険サービス部までご送付ください。	
お手続き方法	ご加入対象者	
	新規加入者の皆さま	添付の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
	既加入者の皆さま	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入申込書」をご提出いただけます。
中途脱退 その他の変更	この保険の脱退（解約）は、保険の対象となつてからの死亡・離婚・社友会を脱会等の事由にかきられますので、加入後のその他の事由による中途加入、加入タイプの変更、脱退（解約）等はできません。その他の事由による変更、脱退（解約）および新規加入については、本パンフレットに同封の加入申込書の提出でのみ受付が可能ですので、ご注意ください。（申込締切日：5月23日（火））	

団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

満期返れい金・契約者配当金 この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## ワイド傷害保険の補償内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。  
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。  
（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

地震、噴火またはこれらによる津波による損害の場合も下記に該当する場合、傷害保険金をお支払いする対象となります。

「急激かつ偶然な外来の事故」について	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。</li> <li>■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。</li> <li>■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。</li> </ul>
--------------------	---

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（1,000日限度）	
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） 〈入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） 〈外来で受けた手術の場合〉手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍）	など

（※1）次の手術は対象となりません。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および切開術、抜歯手術  
（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。

（次のページに続きます。）

# ワイド傷害保険

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度）</p> <p>（注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長骨管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものと同みなします。 （※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等を含みません。</p> <p>（注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	（前ページからの続きです。）
通院保険金		<p>※1 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 以下同様とします。</p> <p>※2 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
個人賠償責任（国内外補償）（注）	<p>日本国内または国外において、被保険者（※1）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者（※1）の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物（受託品）（※2）を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※3）を運行不能にさせた場合</p> <p>（※1）この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません。）</p> <p>カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません。）</p> <p>ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>（※2）次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノートパソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</li> <li>・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器</li> <li>・義歯、義肢その他これらに準する物</li> <li>・動物、植物</li> <li>・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</li> <li>・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品</li> <li>・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿</li> <li>・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品</li> <li>・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準する物</li> <li>・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</li> <li>・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具</li> <li>・データやプログラム等の無体物</li> <li>・漁具</li> <li>・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物</li> <li>・不動産</li> </ul> <p>など</p> <p>（※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故</li> <li>・置き忘れ（※2）または紛失</li> <li>・詐欺または横領</li> <li>・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み</li> <li>・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取など</li> </ul> <p>（※1）次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>（※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

（注）補償内容が同様の契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## その他ご注意ください

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

## 用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html</a> ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。（ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。）
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

## ご加入に際して、特にご注意ください

クーリングオフ	この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。					
ご加入時における注意事項（告知義務等）	<p>告知事項</p> <table border="1"> <tr> <td>被保険者ご本人の職業または職務</td> <td>*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。</td> </tr> <tr> <td>他の保険契約等（※）の加入状況</td> <td></td> </tr> </table>	被保険者ご本人の職業または職務	*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。	他の保険契約等（※）の加入状況		<p>●ご加入の際は、被保険者の生年月日（満年齢）、性別、職業・職種、他の保険契約の加入状況等、加入申込書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。</p> <p>●加入申込書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。</p> <p>●ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。 （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。</p> <p>（告知事項）この保険における告知事項は、次のとおりです。</p>
被保険者ご本人の職業または職務	*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。					
他の保険契約等（※）の加入状況						
ご加入後における留意事項（通知義務等）	<p>（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p> <p>●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。</p> <p>●告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。</p>					
	<p>●加入申込書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡いただく義務（通知義務）があります。</p> <p>■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>「プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業」</p> <p>●加入申込書等記載の住所または連絡先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。</p> <p>●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。</p> <p>●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。 （被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について）</p> <p>被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎりません。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p> <p>●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。 （重大事由による解除等）</p> <p>●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 （他の身体障害または疾病の影響）</p> <p>●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。</p>					
責任開始期	保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まりです。					
事故がおきた場合の取扱い	<p>●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。</p> <p>●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。</p> <p>（注）個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合</li> <li>・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</li> </ul> <p>など</p> <p>●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。</p>					
	必要となる書類	必要書類の例				
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など				
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など				
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など				
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など				
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など				
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など				
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など				
	<p>（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。 （注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。 （注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>●上記書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。</p> <p>●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。</p>					

# ワイド傷害保険

## ご加入に際して、特にご注意ください（注意喚起情報のご説明）（続き）

保険金をお支払いできない主な場合	本パンフレットの補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（P4・P5）をご確認ください。		
中途脱退と中途脱退時の返れい金等	この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。 （注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。		
複数の保険会社による共同保険契約の締結	この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。 損保ジャパン（幹事保険会社）は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。	引受保険会社	引受割合
		損害保険ジャパン株式会社（幹事）	95%
		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5%
保険会社破綻時の取扱い	引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。 （1）保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。 （2）保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（注）までが補償されます。 （注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。		
個人情報の取扱いについて	○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。 ○損保ジャパンは、本契約の履行、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損害保険ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp）をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。		

## ご加入内容確認事項

**【ご加入内容確認事項】**  
本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

- 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金をお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。
- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、性別は正しいですか。
  - パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
  - 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
- 【補償重複についての注意事項】**  
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。  
 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金をお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。  
※2 プロボクサー、プロレスラー、カヌー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

【ファミリーコースにご加入になる方のみご確認ください】  
 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

### 3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



# 三菱UFJニコス 預金口座振替依頼書の記入例 社友会で口座情報が未登録のお客さまへ

口座が登録済みの方には同封していません。

## ご記入例 お客さまへ

- 用紙は5枚複写となっていますので、下記記入例をご参照の上太枠内をボールペンで強めにお書きください。
- ご捺印は金融機関お届け印にて、1枚目をお願いします。お届出印やサインの登録が不要な口座の場合はチェックボックスにチェックのうえ、1枚目のみ金融機関お届出印欄にサインしてください。
- ご記入されましたら、5枚目のお客さま控をお手元に残していただき、1枚目・2枚目・3枚目・4枚目をご契約先へご提出ください。

**印鑑は必ず 金融機関お届け印で ご捺印ください。**

金融機関お届け印を鮮明にご捺印ください。（1枚目にご捺印ください。）ご捺印が不明等の場合は、押し直し専用で再度ご捺印ください。キャッシュカードをご利用の方でも、口座開設時に印鑑を届けた方は、暗証番号でなく必ずお届け印を押してください。お届出印やサインの登録が不要な口座の場合はチェックボックスにチェックのうえ、1枚目のみ金融機関お届出印欄にサインしてください。

申込みをされたお客さまのお名前をご記入ください。

金融機関名および支店名をご記入ください。

口座振替をご利用になる口座番号をおまちがひなくご記入ください。  
口座番号は右づめでご記入ください。

自動払込みをご利用になる記号・番号を確認のうえ、おまちがひなくご記入ください。  
番号は右づめでご記入ください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定いただき金融機関へのご登録内容と照らし合わせてご記入ください。

上段左づめで口座名義をご記入ください。  
姓名間にスペースをひとつあけてご記入ください。

1 三菱UFJニコス・金融機関用 新規変更

(団体使用欄) 顧客番号 (行内・職員番号等)

団体委託者番号 申込日 2023年 5月 16日

下記の預金およびお申込は、預金口座振替依頼書お客さま控裏面に記載の個人情報の取扱いに関する事項を確認し、個人情報の取扱いに同意します。

お申込所 フリガナ トウキョウト シンジュク ニシシンジュク ご住所は〒7-1-1、号室、様方まで詳しくご記入ください。

〒1160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

お申込者名 フリガナ ソンボタロウ 電話番号 03-3349-XXXX

損保太郎 生年月日 38年 5月 1日生

**預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)**

私は、三菱UFJニコスから請求された金額を私名義の預金から口座振替により支払うことにしたので、下記預金口座振替規定事項を確認のうえ依頼します。なお、本書は三菱UFJニコス以外の請求については使用できないものとします。

収納企業名 三菱UFJニコス株式会社(NICOS) 金融機関コード 支店コード

振替日・払込日 27日もしくは12日（休業日の場合はその翌営業日） 押し直し専用

ゆうちょ銀行以外の金融機関 ゆうちょ銀行

指定 損保 新宿

預金種目 ①普通総合 ②当座 1 2 3 4 5 6

種目コード 1663419870 記号(8桁以内) 番号(右づめでご記入ください) 9876541

払込先口座番号 00190-5-73326 払込先加入者名 三菱UFJニコス株式会社

フリガナ ソンボタロウ 金融機関お届け印(捺印)

口座名義人 損保太郎 捺印

(預金者のお名前)

届出印・サイン不要で登録した口座の場合は印にチェックのうえ、1枚目のみ金融機関お届出印欄にサインしてください。  
また金融機関より登録情報の更新がありましたら必ずお届出印欄にお手紙を添えてご提出ください。

# 加入申込書の記入例

申込書は  
送付状の裏面

- チェック1～3を  
確認のうえ、  
ご記入・ご捺印ください。

現在のご加入タイプで自動継続となりますので、  
「変更したい方」・「継続しない方」のみ締切日までにご提出ください。

提出締切日  
**5月23日必着**

- 申込日(記入日)  
は、必ずご記入ください。
- ご署名(フルネーム)  
ください。(認印でも可)

2023年度 YKK 社友会ワイド傷害保険加入申込書

☆内容変更がある場合は、必ず訂正の上、ご提出ください。変更がなければ、提出

申込日	<ご署名またはご捺印>	加入者合計	黒部保険
年 月 日		32,400円	FAX: 07 TEL: 07

**チェック3 合計保険料**  
保険料の合計金額が正しいかご確認ください。

券番号	保険期間	2023年8月1日から1年間
-----	------	----------------

加入者番号	電話番号	0765-11-2222	携帯番号
〒938-0004			
(カナ) トヤマケン クロベシ イイザワ			
富山県黒部市飯沢6120-5			
加入者	住所		
氏名	(カナ) ソンボ タロウ	生年月日	1960年1月1日
	損保 太郎	職員番号	1234567
		性別	男

1	氏名	(カナ) ソンボ タロウ	型	FB タイプ
	損保 太郎	保険料	27,000 円	
	性別	男	生年月日	1960年1月1日
	職業・職種名	ネンキンジュキュウシャ	続柄	本人
2	氏名	(カナ) ソンボ ハナコ	型	PA タイプ
	損保 花子	保険料	5,400 円	
	性別	女	生年月日	1965年3月15日
	職業・職種名	ムシヨク	続柄	配偶者
3	氏名	(カナ)	型	タイプ
		保険料	円	
	性別	生年月日	続柄	
	職業・職種名			

**チェック1 加入者情報**  
申込書(ご加入者)の住所・電話番号など正しく記載されていますか？

**チェック2 被保険者情報**  
被保険者の①氏名 ②性別 ③生年月日 ④職業・職種名 ⑤申込人(ご加入者)との関係が正しく記載されていますか？

\*\*\* 変更する場合の記入方法は以下のようになります \*\*\*

**コース変更**

現在のご加入コースを二重線で抹消し、余白にタイプと保険料をご記入ください。

型	<del>PAFB</del> タイプ
保険料	<del>27,000</del> 円
	5,400

**脱退**

送付状(表面)の「脱退する」に○をつけ、ご署名(ご捺印)ください。

脱退する

損保太郎

「脱退する」を○で囲み、ご捺印の上、ご提出ください。

**被保険者を追加**

空白の被保険者欄に追加で加入したい方の情報(①～⑤)と加入希望コース・保険料をご記入ください。

氏名	(カナ) ホケン ジロウ	型	PA タイプ
保険 二郎	保険料	5,400 円	
性別	男	生年月日	2020年5月23日
職業・職種名	学生	続柄	同居の親族

**被保険者を削除**

減らしたい方の情報(①～⑤)と、現在のご加入タイプを二重線で抹消してください。  
※加入者合計も併せて修正ください。

氏名	(カナ) ソンボ タロウ	型	<del>FB</del>
損保 太郎	保険料	<del>27,000</del> 円	
性別	男	生年月日	1960年1月1日
職業・職種名		続柄	本人

※ご加入いただける方はP3の加入要領欄をご確認ください。

## もしも、アクシデントが起きた場合

### 傷害事故

事故の発生日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合、保険金の全額または一部がお支払いできないことがあります。

- 1 事故サポートセンター（0120-727-110）へ電話で連絡
- 2 損保ジャパンから「保険金請求書類」が到着
- 3 治療完了後（または、通院のみの場合は事故日から90日経過後）、「保険金請求書類」およびその他必要書類を取扱代理店（または損保ジャパン）へご提出
- 4 ご指定された預貯金口座へ損保ジャパンから振込み

以下の点を整理・明確にして、ご報告をお願いします。

- ①誰が？ ②いつ？
- ③どこで？
- ④どうやって？
- ⑤どうなった？



下記取扱代理店へご連絡ください

### 賠償事故

事故日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合、保険金の全額または一部がお支払いできないことがあります。

事故が発生した場合には、必ず損保ジャパンにご相談ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部がお支払いできないことがあります。

- 1 事故サポートセンター（0120-727-110）へ電話で連絡
- 2 損保ジャパンから電話で事故状況等について、確認の連絡が入る（事案によって電話がない場合もございます。）
- 3 損保ジャパンが相手方と示談交渉を行う（注）
- 4 示談交渉後、ご指定された預貯金口座へ損保ジャパンから振込み（保険金は原則として被保険者から相手方への賠償金を支払った後にお支払いします。）

以下の点を整理・明確にして、ご報告をお願いします。

- ①誰が？ ②いつ？ ③どこで？
- ④誰に？（何を？）
- ⑤どうやって？
- ⑥どうなった？



（注）示談交渉サービスのご提供にあたっての条件等は、「注意喚起情報のご説明」をご確認ください。

## 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

受付時間（YKKビジネスサポート(株) 保険サービス部は 9:30~16:00、その他は9:00~17:00）  
最新情報は、各ホームページをご確認ください。

### ワイド傷害保険

取扱代理店		黒部	TEL
YKKビジネスサポート株式会社 保険サービス部	〒938-0004 富山県黒部市飯沢6120-5	TEL	0765-54-8668
	〒101-8642 東京都千代田区神田和泉町1番地 YKK80ビル3F	TEL	03-3864-2066
共立株式会社 本店 お客様サービスセンター	〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-16	TEL	03-5962-3077
引受保険会社 (幹事)	損害保険ジャパン株式会社 富山支店 魚津支社	〒937-0046	TEL 0765-24-6711
		富山県魚津市上村木1-12-27	FAX 0765-24-8764

## ワイド傷害保険における保険会社等の相談・苦情窓口

### 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
〔ナビダイヤル〕0570-022808（通話料有料）  
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または右記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）  
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、8月末を過ぎても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。